

「(仮称) 箱根町犯罪被害者等支援条例の骨子 (案)」に関する
パブリック・コメント 実施結果

1 パブリック・コメントの概要

- (1) 意見募集期間 令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日
- (2) 意見提出者数 1 名
- (3) 意見件数 3 件

2 提出された意見と意見に対する町の考え方

■「2 定義」

No.	ご意見の内容 (要旨)	町の考え方
1	(犯罪の定義) 犯罪の構成要件に当てはまるかどうかは、「法律に書かれていること以外は罰せられない」という罪刑法定主義を守るうえで重要となります。	犯罪の定義は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他日本国における刑罰法令に規定する行為(刑法第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為(同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為を除く。)を含む。)とするものです。
2	(犯罪被害者の定義) 犯罪等により害を被った者となっていて広くカバーできているが、犯罪行為を告発した者・申告した者の人権保護も担保されたい。	この条例で対象となる犯罪被害者等は犯罪等より害を被った者で町内に住所を有するもの及びその家族又は遺族とするものです。

■「その他」

No.	ご意見の内容 (要旨)	町の考え方
3	(官憲の犯罪) 公務員の犯罪は住民全体が保護の対象となるのか。	2 でも回答したとおり、本条例の対象は個別の被害者やその家族又は遺族を支援するものです。